



第100回 定時株主総会

# 招集ご通知

## 日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時10分

## 場所

横浜市鶴見区弁天町2番地4  
シーフォーレ 1階 会議室  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

## 目次

第100回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	21
計算書類	34
監査報告書	44
株主総会参考書類	49

新型コロナウイルス感染防止ならびに株主の皆様の安全の観点から、可能な限り会場へのご来場を見合わせていただき、議決権の事前の行使をお願い申し上げます。

株 主 各 位

川崎市川崎区白石町2番1号

日本鑄造株式会社

代表取締役社長 鷲尾 勝

## 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### [書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示いただき、2022年6月21日(火曜日)17時15分までに到着するようご返送ください。

### [インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年6月21日(火曜日)17時15分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日(水曜日) 午前10時10分

2. 場 所 横浜市鶴見区弁天町2番地4

シーフォーレ 1階 会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役5名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nipponchuzo.co.jp/>) に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時10分



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
17時15分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
17時15分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

**議決権行使書** 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

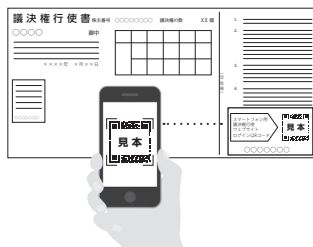
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

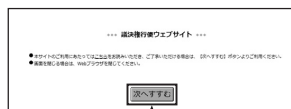
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

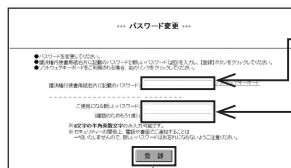
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
☎0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 企業集団の事業の経過および成果

当連結会計年度における事業環境は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020年度からは需給環境が回復し、国内企業の業況感も全体として改善しました。

当社の素形材部門では、半導体製造装置向け鋳鋼品、工作機械向け鋳鉄品の受注が増加しました。また、国内鉄鋼業の収益拡大を背景に製鉄所高炉改修で使用される部材や特殊鋼向け鋳型を順調に受注、出荷しました。同様に、鉱山機械向け鋳鋼品も下期より回復し増産に転じました。

エンジニアリング部門に於いても、高速道路等の補修工事で使用する橋梁部品等の需要が安定し豊富な受注残を確保しており、利益率が改善した案件が増加したことにより増益幅が拡大しています。

売上総利益は、原材料費高騰によるコストの上昇がある一方で、生産性改善や外注加工内製化の実行、増産による操業度上昇によりコスト改善が進捗、さらに資材費削減等の合理化推進により限界利益率が上昇し1,998百万円（前年度比15.5%増）となりました。

以上の結果、経常利益は、814百万円（前年度比38.3%増）の黒字となりました。特別利益では、投資有価証券売却益161百万円を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は663百万円（前年度比52.3%増）となりました。

当期の期末配当につきましては、前述の当期純利益となりましたので1株当たり30円で株主総会におはかりすることいたしました。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 製品別連結受注高

区 分	第 99 期 (2021年 3 月期)		第 100 期 (2022年 3 月期)		前 期 比	
	受 注 高		受 注 高			
( 製 品 )	百万円	%	百万円	%	百万円	%
素 形 材	7,362	58.0	7,391	56.2	28	0.4
エンジニアリング	4,967	39.1	5,257	40.0	289	5.8
そ の 他	374	2.9	507	3.8	133	35.6
合 計	12,704	100.0	13,156	100.0	451	3.6

## 製品別連結売上高

区 分	第 99 期 (2021年 3 月期)		第 100 期 (2022年 3 月期)		前 期 比	
	売 上 高		売 上 高			
( 製 品 )	百万円	%	百万円	%	百万円	%
素 形 材	6,752	56.7	7,411	61.3	659	9.8
エンジニアリング	4,746	39.9	4,217	34.8	△529	△11.2
そ の 他	403	3.4	477	3.9	73	18.3
合 計	11,902	100.0	12,106	100.0	204	1.7

## (2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額の総額は、合理化を含む老朽更新等を中心に422百万円（前期比46.3%の減少）であります。

## (3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度における当社グループの資金調達状況は、運転資金の増加に伴い、短期借入金を510百万円増額し、長期借入金については新たに500百万円を借入れ、340百万円の約定弁済を行なった結果、借入金残高は2,900百万円となりました。

(4) 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第97期 (2019年3月期)	第98期 (2020年3月期)	第99期 (2021年3月期)	第100期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高	百万円 13,741	百万円 12,091	百万円 11,902	百万円 12,106
営 業 利 益	668	425	497	787
経 常 利 益	763	457	589	814
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	532	331	435	663
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	103円84銭	64円53銭	84円89銭	129円30銭
総 資 産	百万円 20,679	百万円 19,899	百万円 19,587	百万円 21,088
純 資 産	10,369	10,384	10,763	11,252

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



## (5) 企業集団が対処すべき課題

当社グループとしての強みを活かしそれを深化させることが、会社の今後の継続的な発展につながると認識しております。そのために次の施策を着実に実行してまいります。

### 【課題の骨子】

#### ① 素形材事業

- ・半導体需要増に伴う生産体制の見直しや更なる生産効率の向上
- ・JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区上工程休止やエヌケーケーシームレス鋼管株式会社の2022年度内の解散に伴う当社鋳鋼工場池上地区と川崎地区の機能分担の見直し
- ・押湯切断ロボット、中子自動造型装置などのロボット化・IOT化の推進
- ・川崎工場動線解析の適用場所の拡大に加えてAI適用による作業分析の高度化などAI化の促進

#### ② エンジニアリング事業

- ・鋼製支承、ゴム支承の業界シェア向上のための経営資源の投入

#### ③ システム刷新

- ・素形材営業システム開発・稼働、エンジニアリング営業システムの開発・稼働

#### ④ SDGsへの取り組み

- ・当社CSR重要課題への取り組みを通じたSDGsへの貢献
- ・カーボンニュートラルへの挑戦
  - i) 太陽光パネルの増設
  - ii) 燃料電池の活用
  - iii) 都市ガスの一部を水素ガスに転換

#### ⑤ 多様な働き方

- ・テレワークの仕組み制度化・定着
- ・本社在席社員の所在管理システム導入

2022年度は、アフターコロナ、ウィズコロナの環境下での世界経済活動の不透明さやロシア・ウクライナ情勢に起因するエネルギー・原材料価格の高騰など不確実性が高まっていますが、事業環境の見極め・迅速な環境変化への対応を行い、事業の持続的発展を目指していきます。

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、鑄造関連事業（素形材部門、エンジニアリング部門）を主な分野として事業展開を行っております。

素形材部門の鑄鋼品では、IT産業等の先端産業向けの高機能材としての低熱膨張材（LEX）や大型鉱山機械用建機部品をはじめとして様々な産業分野向けに製造・販売しており、鑄鉄品では構造材としての極厚肉用球状黒鉛鑄鉄（スーパーダクタイル）や鑄型、鑄鉄連続鑄造材（マイティバー）を中心に製造・販売しております。中でも低熱膨張材（LEX）および極厚肉用球状黒鉛鑄鉄（スーパーダクタイル）は、お客様から高い評価を得ています。

エンジニアリング部門では、鋼製支承・ゴム支承・伸縮装置（マウラージョイント）等の橋梁部品が優れた耐震部材として橋梁建設を支え、建築分野では下ナット方式を採用した柱脚（NCベース）が耐震力向上に、また、建築接合金物が建築物のデザイン性向上に寄与しております。

(7) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所および工場の状況

本社	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
鑄鋼工場(川崎地区)	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
鑄鋼工場(池上地区)	神奈川県川崎市川崎区池上町2番1号
福山製造所	広島県福山市鋼管町1番地
大阪事務所	大阪府大阪市西区靱本町1丁目10番24号

② 子会社

株式会社ダット	神奈川県川崎市川崎区白石町2番1号
---------	-------------------

(8) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
233名	9名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
229名	8名減	43.6歳	12.8年

(注) 被出向者4名および嘱託・シニア42名は除いております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダット	百万円 46	% 100.0	道路および橋梁用機材の設計製作販売

② その他の重要な企業結合の状況

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社およびJFEスチール株式会社との関係

JFEスチール株式会社は、当社の議決権の33.98%を所有し、当社は同社に対し当社の製品の一部を供給するほか、池上地区用地および福山製造所用地を同社から賃借しております。

また、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社は、JFEスチール株式会社の親会社であります。

(10) 主要な借入先、借入金 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	百万円 1,357
株式会社横浜銀行	1,162

## 2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,135,150株 (自己株式3,692株を含む)
- (3) 当事業年度末の株主の数 3,884名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
JFEスチール株式会社	千株 1,743	% 33.98
日立建機株式会社	718	14.01
榎本 里司	121	2.37
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	64	1.25
上田八木短資株式会社	50	0.98
高橋 明子	41	0.80
後藤 幸雄	33	0.65
小柳 厚三	31	0.62
土信田 浩一	30	0.60
林田 香代子	30	0.58

(注) 持株比率は自己株式3,692株を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	鷲 尾 勝	
取 締 役	阿 部 素 夫	鋼構造技術部長、建築技術部、生産技術部担当
取 締 役	山 口 陽 子	人事総務部長、経理部、監査部、環境・設備部担当
取 締 役	稲 葉 味 善	素形材営業部、エンジニアリング営業部担当 (株)ダット代表取締役社長
取 締 役	田 路 秀 男	素形材開発技術部長、生産統括部長、安全衛生室、品質保証部、製造部担当
取 締 役	林 英 彦	企画管理部、人事総務部担当
取 締 役	緒 方 彰 人	加茂法律事務所パートナー弁護士 山崎建設ホールディングス(株)社外監査役 山崎建設(株)監査役
取 締 役	南 二 三 吉	大阪大学大学院名誉教授
取 締 役	豊 岡 司	日立建機(株)パワー・情報制御プラットフォーム事業部事業部長
常 勤 監 査 役	井 上 誠 厚	
監 査 役	江 角 猛	JFEスチール(株)監査役事務局部長
監 査 役	菊 池 直 樹	JFEスチール(株)スチール研究所研究企画部長

- (注) 1. 取締役 緒方彰人、南二三吉および豊岡 司の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 江角 猛氏および菊池直樹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 緒方彰人、南二三吉および豊岡 司の各氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

#### (2) 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位等
原 田 孝 志	2021年5月16日	逝 去	取締役
今 井 祥 隆	2021年6月17日	任 期 満 了	取締役
秋 山 昇 一	2021年6月17日	辞 任	取締役
壁 矢 和 久	2021年6月17日	辞 任	監査役
野 神 光 弘	2021年6月17日	辞 任	監査役
上 原 博 英	2021年6月17日	辞 任	監査役

### (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区	分	支給人数	支給額
取	締	10名	69百万円
監	査	3名	16百万円
合	計	13名	85百万円

- (注) 1. 上記支給額には、社外役員4名分の8.7百万円が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人支給分は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の第70回定時株主総会決議において月額12百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数12名であります。
4. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第73回定時株主総会決議において月額2.5百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
5. 上記のほか、2021年6月17日開催の第99回定時株主総会の決議にもとづき、退任した取締役2名に対して12百万円の役員退職慰労金を支払っております。
6. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は3名）、監査役3名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役および監査役の員数の内訳は、2021年6月17日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および2021年5月16日逝去により退任した取締役1名と社外監査役1名が含まれることと、無報酬の社外取締役1名と社外監査役1名を除いております。

### (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針

決定に関する方針を取締役会の決議によって決定しております。

#### ① 方針の内容の概要

- ・取締役の役付ごとに基準となる年間報酬額を定め、業務執行取締役については年度単位で実施する個人ごとの目標管理を通じた個人業績を反映して金額を決定します。また会社業績の動向や個人業績を踏まえて年間賞与を支給することができることとします。また取締役の役付ごとの在任年数と業績に応じて退職慰労金の金額を決定します。
- ・個人別の報酬を全額金銭で支給します。
- ・決定した年間報酬額を、毎月均等割で支給します。年間賞与を支給する場合は、対象年度の翌年度に支給します。退職慰労金は退職時に支給します。
- ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定について、取締役会はその決定にもとづき、代表取締役に委任します。基準となる年間報酬額、年度単位で実施する取締役の個人業績の評価及び報酬への反映金額、年間賞与の支給有無と金額および退職慰労金の金額の決定を委任する権限の内容とします。権限が適切に行使されるようにするため、委任する者およびその内容が適切であることを、取締役会が確認したうえで委任を決議します。

- ② 取締役会は、取締役会から正当に委任された者より、決定の方針にもとづいて事業運営の実態および取締役の個人別の給与度等を適切に反映して決定したという報告を確認することによ

り、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定の方針に沿うものであると判断しました。

- ③ 取締役会から委任を受けた代表取締役鷲尾勝が取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。
- ・委任した権限は、基準となる年間報酬額、年度単位で実施する取締役の個人業績の評価および報酬への反映金額および年間賞与の支給有無と金額および退職慰労金の金額の決定としております。
  - ・取締役会は、取締役会の指名による代表取締役として責任をもって業務を執行する過程で事業運営の実態および取締役の個人別の寄与度等を総合的にかつ最も適切に判断できる者と判断して権限を委任しております。
  - ・委任した権限が適切に行使されるようにするため、委任する者およびその内容が適切であることを、取締役会が確認したうえで委任を決議しております。

#### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役と会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### (6) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社では会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下D&O保険）契約を締結しております。その内容は下記のとおりです。

1. 被保険者の範囲 当社の会社法上の取締役および監査役です。

2. 役員が負担している保険料の割合

当社が締結しているD&O保険の保険料は全額当社が負担しております。

3. 保険契約の内容の概要

- ・補償地域は日本国内、保険期間は2021年10月1日から2022年10月1日です。補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

- ・会社の役員としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。また、役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社の採用するD&O保険では、公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

- ・役員が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求

- ・ 役員が犯罪行為、または役員が違法であることを認識しながら行った行為
- ・ 役員に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求
- ・ 役員が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求
- ・ 違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

## (7) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

各社外役員の重要な兼職先は12ページに記載のとおりです。なお、日立建機株式会社、加茂法律事務所、山崎建設ホールディングス株式会社、大阪大学大学院と当社との間には特別な関係はありません。また、JFEスチール株式会社と当社との関係は10ページに記載のとおりです。

### ② 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	緒 方 彰 人	12回開催の取締役会に全て出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	南 二 三 吉	2021年6月17日に就任後、9回開催の取締役会に全て出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	豊 岡 司	2021年6月17日に就任後、9回開催の取締役会に全て出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	江 角 猛	2021年6月17日に就任後、9回開催の取締役会および11回開催の監査役会に全て出席し、経営の客観性、中立性の視点から適宜発言を行っております。
監査役	菊 池 直 樹	2021年6月17日に就任後、9回開催の取締役会および11回開催の監査役会に全て出席し、経営の客観性、中立性の視点から適宜発言を行っております。

### ③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 緒方彰人氏は取締役会への出席等を通じて、安全遵守とコンプライアンス遵守の重要性や社員のモチベーション向上策について提言を行いました。

取締役 南二三吉氏は取締役会への出席等を通じて、技術的な観点から研究開発への提言や品質向上、品質保証体制について提言を行いました。

取締役 豊岡司氏は取締役会への出席等を通じて、他社事例を踏まえ多様な働き方への取組や人材育成、安全対策等について提言を行いました。



#### 4. 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

	区 分	金 額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、前期の監査実績の相当性、当期の監査計画の内容および報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人の独立性および審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、取締役会と綿密な連携をとりつつ、解任または不再任の決定を行う方針であります。

## 5. 内部統制体制構築の基本方針について

当社取締役会において決議した内部統制体制構築の基本方針は、以下のとおりであります。

1. 当社の企業理念ならびに定款、取締役会規則などをはじめとする、業務遂行にかかわるすべての規程・規則など（以下「諸規程・規則」）は包括的の一体として、当社の内部統制体制を構成するものである。よって、当取締役会として、諸規程・規則が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更または社会環境の変化にしたがい、さらに業務執行の効率性の観点において、当社の体制および諸規程・規則について適宜の見直し、修正がおこなわれることにより、上記法令の目的・趣旨が実現されるよう努めるものとする。
2. 会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制および諸規程・規則との関連について次のとおり確認する。
  - (1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
    - (ア) 当社および当社グループ会社の経営にかかわる重要事項は、関連規程に従い、経営会議の方針審議を経て、取締役会または経営会議で決定する。
    - (イ) 業務執行は、代表取締役社長のもと、各担当役員により、各部門の業務規程等に則り、おこなわれる。
    - (ウ) 代表取締役社長のもとCSR会議を置き、同会議を構成するものとして、必要な委員会、部会を設置する。各部会単位で、それぞれの業務執行の有効性・効率性の確保および倫理法令遵守の観点から、適宜、ルールやリスク対応方針などを検討、整備する。
    - (エ) 内部監査部門が、業務執行の有効性・効率性および倫理法令遵守状況について監査する。
  - (2) 取締役の職務執行が効率的におこなわれることを確保するための体制  
取締役会などの会議体における実質的、効率的審議を図ることのほか、CSR会議部会において業務執行の有効性・効率性の観点から検討、ルール見直しを継続的におこなう。  
さらに、内部監査部門が倫理法令遵守状況に加え、業務執行の有効性・効率性について監査する。
  - (3) 取締役の職務執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制  
取締役会規則、経営会議運営規程、文書保存規程、秘密情報管理規程、情報セキュリティ管理規程その他情報の保存、管理にかかわる規程または規則が包括的に、本体制を構成する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営にかかわるリスクについては、当社各部門の業務執行において、担当取締役等がリスク管理上の課題を洗い出すことに努めており、個別の重要なリスク課題については、必要なつど、経営会議等で審議する。また、CSR会議の部会において、社内横断的に当社事業にかかわるリスクを洗い出し、対応方針の協議、検討を継続的におこなうものとする。

(5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(ア) 当社グループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他当該会社の特質を踏まえ、必要に応じ、本基本方針に定める事項について体制を整備し、業務執行にあたってはグループ会社管理規程に則り、これをおこなう。

(イ) リスク管理体制

当社はグループ経営に関する重要事項について、取締役会規則、経営会議運営規程、グループ会社管理規程等により、審議・決定する。

(ウ) コンプライアンス体制

当社グループに属する会社は倫理法令遵守につき、当社が設置するコンプライアンス委員会にその体制を組み込む。

(エ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、当社およびグループ会社の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。

(オ) 当社は、グループに属する会社の財務報告の信頼性確保および適時適切な情報開示のため、当社経理部長がグループ各社の役員等に就任し、適切な財務報告、情報開示体制をとる。

3. 会社法施行規則第100条第3項各号に掲げる体制に関し、現行の当社の体制について次のとおり確認する。

(1) 監査役職務を補助する使用人、その独立性に関する事項

現在、監査役職務を補助する使用人は設置していないが監査役が設置を求めた場合は、監査役と協議する。

(2) 監査役への報告に関する体制

(ア) 監査役は、取締役会、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

(イ) 取締役および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。

(ウ) 監査役は当社グループに属する会社の監査役を兼務しており、その取締役会に出席し報告を受ける。

(エ)企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、監査役に対して内容を報告する。

監査役への報告については、企業倫理ホットラインにより、通報、相談もしくは報告した者が不利な取り扱いを受けないことを確保する。

(オ)当社グループに属する会社の取締役および使用人は必要に応じ、または監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務執行状況を報告する。

(カ)上記(オ)の報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けることはない。

(キ)監査役の職務の執行について、費用の前払い等が必要となる場合は、速やかに所定の手続きに則り所要費用の前払い等を行う。

(3) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

(ア)監査役は、監査役会規則、監査役監査規程等を定め、組織的かつ実効的な監査体制を構築する。

(イ)取締役および使用人は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役の活動が円滑におこなわれるよう、監査環境の整備に協力する。

(ウ)監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

## 6. 内部統制体制の主な運用状況

当社およびグループ会社の内部統制体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### 1. 経営の重要事項の審議・決定手続

当社およびグループ会社に関する経営の重要事項については、当社の取締役会規則等により定められた決定手続に従って取締役会等適切な会議体で審議・決定しております。

### 2. 内部統制に関する各種施策の実施状況

(1) 毎月開催するCSR会議にて、コンプライアンス、環境、人事労働、安全防災、品質等に関する取り組みについての方針審議・監督・情報共有等を行いながら分野ごとに施策を実施するとともに、法令改正等に伴う規則・規程の見直しを適宜行っております。

(2) コンプライアンス強化の観点から、コンプライアンス強化月間を定め、ルールを読み合わせ活動を実施し、知識の習得と定着化を図りました。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、従業員、協力会社、顧客への感染防止の取り組みや事業への影響に関する対応策を実施すると共に、適宜その状況を確認しております。在宅勤務制度を推進しているほか、社内外ともに極力対面を避け、リモート会議等を実施しております。

(4) リスクマネジメント強化のため、会社パソコンを使用している全社員を対象とした情報セキュリティ教育を実施し、啓発に努めております。

(5) 品質管理の更なる向上に向け、試験・検査の自動化を推進するとともに、グループ会社社員も含めた全社QA教育を実施しました。

### 3. 企業倫理ホットライン（内部通報制度）の運用状況

企業倫理ホットラインに関する社内規程を整備し、社外通報窓口を含めた周知をしております。通報に対しては、適切に対応しております。

### 4. 当社およびグループ会社に対する内部監査の実施状況

当社およびグループ会社の業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について、監査計画に基づき、適切に監査を実施しました。

### 5. 財務報告の信頼性確保のための体制、適時適切な情報開示のための体制の運用状況

当社傘下グループ会社の財務報告・情報開示の体制は、当社が保持するグループとしての体制の中に組み込まれており、当社および当社傘下グループ会社の情報開示が必要となる場合の報告体制を整備するとともに、当該体制に基づく業務プロセスに従い、適切に決算情報を報告しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>9,545</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,475</b>
現金及び預金	356	支払手形及び買掛金	1,169
受取手形	286	電子記録債務	793
売掛金	3,516	短期借入金	2,375
契約資産	1,355	未払金	347
電子記録債権	800	未払法人税等	235
製品及び仕掛品	2,299	賞与引当金	181
原材料及び貯蔵品	753	役員賞与引当金	6
その他	177	その他	367
貸倒引当金	△2	<b>固定負債</b>	<b>4,360</b>
<b>固定資産</b>	<b>11,543</b>	長期借入金	525
<b>有形固定資産</b>	<b>10,748</b>	再評価に係る繰延税金負債	2,141
建物及び構築物	2,104	役員退職慰労引当金	44
機械装置及び運搬具	1,256	P C B 処理引当金	221
土地	7,184	退職給付に係る負債	1,392
建設仮勘定	22	その他	36
その他	181	<b>負債合計</b>	<b>9,835</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>130</b>	(純資産の部)	
<b>投資その他の資産</b>	<b>663</b>	<b>株主資本</b>	<b>6,472</b>
投資有価証券	101	資本金	2,627
繰延税金資産	529	資本剰余金	524
その他	32	利益剰余金	3,324
		自己株式	△4
		その他の包括利益累計額	4,780
		その他有価証券評価差額金	11
		土地再評価差額金	4,768
		<b>純資産合計</b>	<b>11,252</b>
<b>資産合計</b>	<b>21,088</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,088</b>

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		12,106
売 上 原 価		10,108
売 上 総 利 益		1,998
販売費及び一般管理費		1,210
営 業 利 益		787
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	15	
物 品 売 却 益	28	
そ の 他	7	51
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
P C B 処 理 引 当 金 繰 入 額	13	
そ の 他	0	24
経 常 利 益		814
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	161	161
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	27	27
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		948
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	263	
法 人 税 等 調 整 額	22	285
当 期 純 利 益		663
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		663

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,627	524	2,789	△4	5,937
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			—		—
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,627	524	2,789	△4	5,937
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△128		△128
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			663		663
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	535	△0	535
当 期 末 残 高	2,627	524	3,324	△4	6,472



(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	57	4,768	4,826	10,763
会計方針の変更による 累積的影響額				—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	57	4,768	4,826	10,763
当期変動額				
剰余金の配当				△128
親会社株主に帰属する 当期純利益				663
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△46	—	△46	△46
当期変動額合計	△46	—	△46	488
当期末残高	11	4,768	4,780	11,252

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結注記表

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ダット

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

棚卸資産

製品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～47年
---------	--------

機械及び装置、運搬具	2年～10年
------------	--------

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社および連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 賞与引当金

当社および連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上する方法によっております。

#### 役員賞与引当金

当社は、役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付に係る負債の計上基準

当社および連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用については、その発生した連結会計年度に収益又は費用として処理することとしております。

#### 役員退職慰労引当金

当社および連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

#### PCB処理引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当連結会計年度末における処理費用見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益は主として鋳鋼・鋳鉄品および橋梁部品などの棚卸資産の国内販売であり、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

出荷基準以外に顧客からの要望により出荷によらず顧客の検収をもって収益認識（請求済未出荷売上）する場合があります。当連結会計年度における請求済未出荷売上額は632百万円です。このうち440百万円については当連結会計年度までに出荷しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きおよび割戻を控除した金額で収益を表示しております。

## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、連結決算日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

また、「金融資産に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、当連結会計年度において高濃度PCBを含有する照明用安定器が新たに見つかったため、今後処理が必要な費用の見積りの変更を行いました。これに伴い、従来の見積り金額と今回の見積り金額との差額13百万円をPCB処理引当金繰入額として営業外費用に計上しました。

これにより、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益は13百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	393百万円
機械装置及び運搬具	0 "
土地	7,166 "
その他	0 "
計	7,561 "

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,418百万円

3. 「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」に基づいて事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第3号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法。

・再評価を行った日

2002年2月25日

・再評価を行った土地の期末における  
時価と再評価後の帳簿価額の差額

\_\_\_\_\_

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 5,135,150	株 —	株 —	株 5,135,150

2. 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 3,632	株 60	株 —	株 3,692

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 60株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日 定時株主総会	普通株式	128	25.00	2021年3月31日	2021年6月18日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月22日 定時株主総会	普通株式	153	利益剰余金	30.00	2022年3月31日	2022年6月23日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額54百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 受取手形	286	286	—
(2) 売掛金	3,516	3,516	—
(3) 電子記録債権	800	800	—
(4) 投資有価証券、その他有価証券	47	47	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,169)	(1,169)	—
(6) 電子記録債務	(793)	(793)	—
(7) 短期借入金	(2,375)	(2,375)	—
(8) 未払金	(347)	(347)	—
(9) 長期借入金	(525)	(526)	(1)

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	37	—	—	37
株式	—	9	—	9
地方債				

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形	—	286	—	286
売掛金	—	3,516	—	3,516
電子記録債権	—	800	—	800
支払手形及び買掛金	—	(1,169)	—	(1,169)
電子記録債務	—	(793)	—	(793)
短期借入金	—	(2,375)	—	(2,375)
未払金	—	(347)	—	(347)
長期借入金	—	(526)	—	(526)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。地方債は金融機関より提供を受ける時価情報を用いて評価しております。地方債は活発な市場がないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

受取手形、売掛金、電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。



## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	素形材	エンジニアリング	その他	計
一時点で移転される財	7,411	4,217	477	12,106
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	7,411	4,217	477	12,106
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	7,411	4,217	477	12,106

### 2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産は主に鋳鋼・鋳鉄品について包括的に納品する契約において、報告期間の末日時点で履行義務を充足している取引から生じています。契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。なお、契約負債の金額に重要性はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,192円83銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 129円30銭   |

## 重要な後発事象

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

### 1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主への一層の利益還元と資本効率の向上のため

### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	375,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 7.3%)
(3) 株式取得価額の総額	3億円(上限)
(4) 取得期間	2022年4月28日～2022年7月27日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け
(6) 取得後の予定	取得する自己株式の全株を消却

### 3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	普通株式
(2) 消却する株式の総数	上記2により取得した自己株式全数
(3) 消却予定日	2022年8月31日(予定)

## 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は限定的で大きな影響は生じていません。翌連結会計年度についても状況に大幅な変更はないと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施して会計処理に反映しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>9,340</b>	<b>流動負債</b>	<b>5,574</b>
現金及び預金	268	電子記録債権	793
受取手形	242	買掛金	1,060
電子記録債権	777	短期借入金	1,960
売掛金	3,531	一年内返済予定の長期借入金	415
契約資産	1,355	未払金	390
製品及び仕掛品	2,260	未払費用	36
原材料及び貯蔵品	753	未払法人税等	235
前渡金	82	未払消費税等	45
前払費用	43	前受金	1
未収入金	20	契約負債	71
その他	3	預り金	223
貸倒引当金	△0	賞与引当金	177
<b>固定資産</b>	<b>11,741</b>	役員賞与引当金	6
<b>有形固定資産</b>	<b>10,748</b>	設備関係未払金	157
建物	1,950	<b>固定負債</b>	<b>4,353</b>
構築物	153	長期借入金	525
機械及び装置	1,239	長期預り保証金	36
車輛運搬具	17	再評価に係る繰延税金負債	2,141
工具、器具及び備品	181	退職給付引当金	1,387
土地	7,184	役員退職慰労引当金	41
建設仮勘定	22	P C B 処理引当金	221
<b>無形固定資産</b>	<b>130</b>	<b>負債合計</b>	<b>9,928</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>862</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	70	<b>株主資本</b>	<b>6,384</b>
関係会社株式	240	資本金	2,627
長期前払費用	17	資本剰余金	524
差入保証金	4	資本準備金	524
繰延税金資産	529	その他資本剰余金	0
		利益剰余金	3,236
		利益準備金	131
		その他利益剰余金	3,104
		繰越利益剰余金	3,104
		<b>自己株式</b>	<b>△4</b>
		評価・換算差額等	4,768
		その他有価証券評価差額金	0
		土地再評価差額金	4,768
		<b>純資産合計</b>	<b>11,153</b>
<b>資産合計</b>	<b>21,081</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,081</b>

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		11,856
売 上 原 価		9,924
売 上 総 利 益		1,931
販売費及び一般管理費		1,145
営 業 利 益		786
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	33	
物 品 売 却 益	28	
そ の 他	7	68
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
P C B 処 理 引 当 金 繰 入 額	13	
そ の 他	0	24
経 常 利 益		830
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	161	161
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	27	27
税 引 前 当 期 純 利 益		965
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	262	
法 人 税 等 調 整 額	21	284
当 期 純 利 益		680

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 株 己 式	株 資 合	主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	2,627	524	0	524	131	2,551	2,683	△4	5,831	
会計方針の変更による 累積的影響額						—	—		—	
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,627	524	0	524	131	2,551	2,683	△4	5,831	
当 期 変 動 額										
剰余金の配当						△128	△128		△128	
当 期 純 利 益						680	680		680	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	552	552	△0	552	
当 期 末 残 高	2,627	524	0	524	131	3,104	3,236	△4	6,384	

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	47	4,768	4,816	10,648
会計方針の変更による 累積的影響額				—
会計方針の変更を反映した 当期首残高	47	4,768	4,816	10,648
当期変動額				
剰余金の配当				△128
当期純利益				680
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△47	—	△47	△47
当期変動額合計	△47	—	△47	504
当期末残高	0	4,768	4,768	11,153

# 個別注記表

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準および評価方法

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）  
以外のもの

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

### (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品及び仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～47年

機械装置及び車輛運搬具 2年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異および過去勤務費用は、その発生した年度に収益又は費用として処理することとしております。

#### 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### PCB処理引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の廃棄処理に備えるため、当事業年度末における処理費用見込額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益は主として鋳鋼・鋳鉄品および橋梁部品などの棚卸資産の国内販売であり、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

出荷基準以外に顧客からの要望により出荷によらず顧客の検収をもって収益認識（請求済未出荷売上）する場合があります。当事業年度における請求済未出荷売上額は626百万円です。このうち440百万円については当事業年度までに出荷しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きおよび割戻を控除した金額で収益を表示しております。

#### 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」及び「売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」の「前受金」は、当事業年度より「契約負債」及び「前受金」に含めて表示しております。



(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、その他有価証券のうち時価のある株式については、従来、期末日前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法を採用していましたが、当事業年度より、期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しております。

(会計上の見積りの変更に関する注記)

当社は、当事業年度において高濃度PCBを含有する照明用安定器が新たに見つかったため、今後処理が必要な見積りの変更を行いました。これに伴い、従来の見積り金額と今回の見積り金額との差額13百万円をPCB処理引当金繰入額として営業外費用に計上しました。

これにより、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益は13百万円減少しております。

招集  
通知

事業  
報告

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	376百万円
構築物	17 "
機械及び装置	0 "
工具、器具及び備品	0 "
土地	7,166 "
計	7,561 "

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,000百万円
-------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 16,418百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	1,574百万円
短期金銭債務	478百万円

4. 「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）」に基づいて事業用土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、残額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）」第2条第3号に定める評価額に合理的な調整を加えて算定する方法。

・再評価を行った日

2002年2月25日

・再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額の差額

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,771百万円
仕入高	945 "
営業取引以外の取引による取引高	35 "

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	株 3,632	株 60	株 —	株 3,692

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 60株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	54百万円
貸倒引当金	0 "
退職給付引当金	424 "
役員退職慰労引当金	12 "
子会社株式評価損	45 "
PCB処理引当金	67 "
たな卸資産評価損	21 "
固定資産減損損失	6 "
その他	26 "

繰延税金資産小計 660 "

評価性引当額 △130 "

繰延税金資産合計 529 "

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 0百万円

繰延税金負債合計 0 "

繰延税金資産の純額 529 百万円

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,173円46銭
2. 1株当たり当期純利益	132円63銭

## 重要な後発事象

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

### 1. 自己株式の取得および消却を行う理由

株主への一層の利益還元と資本効率の向上のため

### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	375,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 7.3%)
(3) 株式取得価額の総額	3億円(上限)
(4) 取得期間	2022年4月28日～2022年7月27日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け
(6) 取得後の予定	取得する自己株式の全株を消却

### 3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	普通株式
(2) 消却する株式の総数	上記2により取得した自己株式全数
(3) 消却予定日	2022年8月31日(予定)

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は限定的で大きな影響は生じていません。翌事業年度についても状況に大幅な変更はないと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを実施して会計処理に反映しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本 鑄造 株式 会社  
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 稲 吉 崇

公認会計士 藤 尾 太 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本鑄造株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本鑄造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

日本 鑄造 株式 会社  
取 締 役 会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東 京 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲 吉 崇  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 尾 太 一

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本鑄造株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程ならびに監査計画および職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制体制）の整備・運用状況を監視および検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から適宜報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役会は、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、監査役および監査役会は、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制体制に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

日本 鑄造株式会社 監査役会

監査役（常勤） 井 上 誠 厚 ㊟

社外監査役 江 角 猛 ㊟

社外監査役 菊 池 直 樹 ㊟

以 上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元と経営基盤の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実等を勧案して、以下のとおりいたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金30円00銭 総額153,943,740円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により株主総会資料の電子提供措置（第325条の2ないし5）の制度が新設され、その規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (2) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (3) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするための規定を設けるものであります。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>【新設】</p>	<p>【削除】</p> <p><u>（電子提供措置等）</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
【新設】	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第15条の削除および変更後定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生じるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 鷺尾 勝、阿部素夫、稲葉味善、緒方彰人の4氏の任期が満了し、豊岡 司氏が辞任いたします。つきましては、取締役3名の再任と新たに取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

鷺尾

勝

(1958年2月21日生)

候補者の所有する当社の株式数…7,600株

再任

#### 〔略歴、当社における地位および担当〕

1982年4月 川崎製鉄株式会社入社  
2004年9月 JFEスチール株式会社 東日本製鉄所製鋼部長  
2007年4月 同社東日本製鉄所工程部長  
2009年4月 同社西日本製鉄所企画部長  
2010年10月 同社第1原料部長  
2012年4月 JFEマテリアル株式会社 代表取締役社長  
2016年4月 当社入社常勤顧問  
2016年6月 当社代表取締役社長（現任）  
2018年6月 当社素形材事業部長

#### 〔重要な兼職の状況〕

なし

#### 〔取締役候補者とした理由〕

鷺尾 勝氏は、長年にわたる鉄鋼業界での製造管理や企画業務の経験に加え、2016年6月より、当社の代表取締役社長として、経営に関する高い見識と共にリーダーシップを発揮し、成長戦略の立案・実行、業務運営の改革を推進しております。これらの豊富な知見と経験により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数には、日本製造役員持株会名義の実質所有株式数が含まれておりません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

2

いな ぼ 稲葉  
み よし 味善 (1958年12月12日生)

候補者の所有する当社の株式数…1,000株

再任

【略歴、当社における地位および担当】

1981年4月 久保田鉄工株式会社入社  
2003年10月 株式会社クボタ 自動販売機営業部長  
2013年4月 同社電装機器事業部副事業部長  
2014年10月 同社東北支社長兼震災復興プロジェクト主査  
2016年1月 同社水環境営業推進部長  
2018年3月 当社入社  
2018年4月 当社素形材事業部営業部長  
2020年4月 当社素形材営業部長  
2020年6月 当社取締役（現任）  
2021年6月 株式会社ダット 代表取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

稲葉味善氏は、産業機械業界における長年の営業業務の経験に加え、2020年から当社の取締役として事業運営に携わってまいりました。その豊富な知見と実績により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者の所有する当社の株式数には、日本鑄造役員持株会名義の実質所有株式数が含まれておりません。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

候補者番号

3

は し も と      み つ ゆ き  
橋 本      光 行 (1961年1月31日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

新任

【略歴、当社における地位および担当】

1985年4月 日本鋼管株式会社入社  
2013年4月 JFEエンジニアリング株式会社 鋼構造本部 企画部長  
北日本機械株式会社 (非常勤) 取締役  
2014年4月 JFEエンジニアリング株式会社 鋼構造本部 橋梁事業部 建設部長  
2015年4月 同鋼構造本部 海外事業部 技術部長  
2016年1月 同鋼構造本部 海外事業部 バングラデシュ第二KMG橋プロジェクトチームPM  
2020年4月 同社会インフラ本部 PPP推進部長  
2022年4月 当社入社 常勤顧問 (現任)

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

橋本光行氏は、これまで橋梁業界において長年、企画、計画・管理業務に従事し、海外工事を含め技術分野全般において幅広く豊富な経験と知識を有しており、これらの豊富な知見と実績により適任であると判断し、取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。橋本光行氏が取締役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

4

おがた あきひと  
緒方 彰人 (1971年12月4日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

再任

社外

独立役員

〔略歴、当社における地位および担当〕

2000年10月 弁護士登録 加茂法律事務所入所  
2010年1月 同事務所パートナー（現任）  
2016年6月 当社社外取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

加茂法律事務所パートナー弁護士  
山崎建設ホールディングス株式会社社外監査役  
山崎建設株式会社監査役

〔社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要〕

緒方彰人氏は、弁護士として企業法務等に関する豊富な経験および高い見識を有しており、2016年6月の就任以来当社社外取締役として独立した立場で大所高所からの観点を持って、当社の経営に適切な監督と助言を頂いております。これらの点から適任であると判断し、社外取締役候補者としております。緒方彰人氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 緒方彰人氏は社外取締役候補者であります。
  3. 緒方彰人氏の選任が承認された場合、当社は緒方彰人氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は、14ページに記載のとおりであります。
  4. 緒方彰人氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。緒方彰人氏が取締役役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。



候補者番号

5

こまつ 小松 かずのり 和則 (1968年3月1日生)

候補者の所有する当社の株式数… 一株

新任

社外

独立役員

【略歴、当社における地位および担当】

1990年4月 日立建機株式会社入社  
2014年4月 同開発本部開発支援センタ原価企画部長  
2018年4月 同研究・開発本部開発支援センタ長  
2020年4月 同研究・開発本部開発企画統括部長  
2020年7月 同生産・調達本部調達統括部長（現任）

【重要な兼職の状況】

日立建機株式会社 生産・調達本部調達統括部長

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

小松和則氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで建設機械業界において長年、研究開発・企画業務に従事し、幅広く豊富な経験と知識を有しており、独立した立場で大所高所からの視点を持って、当社の経営に貢献していただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小松和則氏は社外取締役候補者であります。
  3. 小松和則氏の選任が承認された場合、当社は小松和則氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は、14ページに記載のとおりであります。
  4. 小松和則氏の選任が承認された場合、当社は小松和則氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
  5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。小松和則氏が取締役役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名を選任するものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

おか だ  
岡田

よし ゆき  
宜之 (1968年9月14日生)

候補者の所有する当社の株式数…… 一株

社外

##### 【略歴、当社における地位】

1992年4月 川崎製鉄株式会社入社  
2013年10月 JFEスチール株式会社 西日本製鉄所 総務部総務室長  
2017年4月 同監査役事務局主任部員（現任）

##### 【重要な兼職の状況】

なし

##### 【補欠の社外監査役候補者とした理由】

岡田宜之氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで鉄鋼業界において経理・財務・企画業務に長年従事しており、その幅広く豊富な経験と知識を活かし、客観的な立場から当社の監査に貢献いただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

- (注) 1. 上記の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 岡田宜之氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 岡田宜之氏の選任が承認され、かつ社外監査役に就任することとなった場合、当社は岡田宜之氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該責任限定契約の内容の概要は14ページに記載のとおりであります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。岡田宜之氏が監査役に就任することとなった場合には、D&O保険の被保険者となる予定です。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

## 第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって退任されます取締役 阿部素夫氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、本議案は当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針に従っておりますので相当であると判断しております。

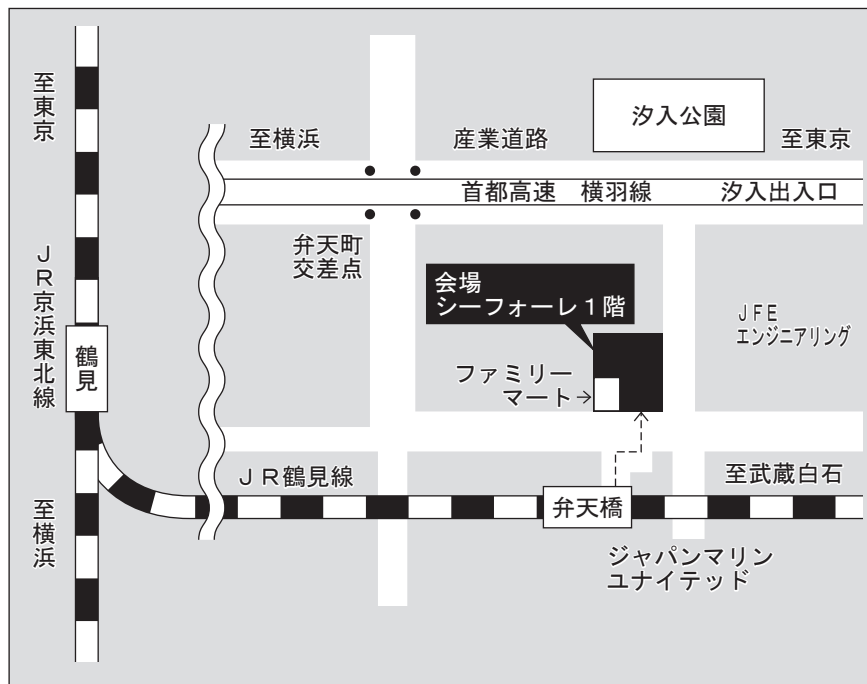
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
阿部素夫	2014年6月 当社取締役（現任）

以上

## 第100回定時株主総会会場ご案内図

- 会 場 横浜市鶴見区弁天町2番地4  
シーフォーレ 1階 会議室
- 日 時 2022年6月22日(水曜日) 午前10時10分
- 最 寄 駅 JR鶴見線 弁天橋駅(駅前)
- お 願 い 会場には駐車場はございません。



### 【重要】新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして

感染リスク低減のため、本年は株主総会当日のご来場の見合わせと書面による事前の議決権行使のご検討をお願い申し上げます。特にご高齢の株主様や基礎疾患をお持ちの株主様、妊娠中の株主様には慎重なご判断をいただくようお願いいたします。当日風邪等の症状のある株主様におかれましてはご出席をお控えください。ご出席される株主様にはマスクの着用及び消毒液の使用にご協力をお願いいたします。